

広島積極ガード店ゴールド認証業務公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

県民に安心と信頼を提供し、感染症に対して強靱な社会・経済の形成に資するため、飲食店事業者が実施する新型コロナウイルス感染症予防対策について、県が認証する制度を設けており、当該制度の安定的な運営体制を確保するため、認証制度の運用に関わる業務全般を委託する。

(2) 業務内容

別紙「業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和4年7月31日まで

(4) 予算額

115,937千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限

令和4年3月14日（月） 午後5時

(2) 仕様書等に対する質問書提出期限

令和4年3月16日（水） 午後5時

(3) 上記(2)に対する回答日等

令和4年3月17日（木）に、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。

(4) 提案書提出場所及び期限

ア 提案書提出場所

広島県健康福祉局食品生活衛生課

イ 提案書提出期限

令和4年3月22日（火） 午後5時

ウ その他

（ア）提案書の再提出は、上記イの提案書提出期限内に限り認める。ただし、部分的な差替えは認めない。

（イ）提出期限までに提案書を提出しない者は、公募型プロポーザルの参加辞退とみなす。

(5) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について

ア 公募型プロポーザル参加希望者は、公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書（別記様式1）に添付して提出しなければならない。

（ア）事業者概要（別記様式2）

（イ）財務諸表（最新決算年度の貸借対照表及び損益計算書、又は決算書）

イ 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。

エ 申請書等の提出は、持参又は郵便等による。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便

便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。(民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。)

(6) 仕様書等について

ア 仕様書等に対する質問がある場合は、上記「2(2)仕様書等に対する質問書提出期限」までに、仕様書等に対する質問書(別記様式3)を提出すること。

《送付先アドレス》fuseikatsu@pref.hiroshima.lg.jp

件名を「広島積極ガード店ゴールド認証業務公募型プロポーザルに関する質問」とし、送信後、提出先(広島県健康福祉局食品生活衛生課)へ電話により着信確認を行うこと。

《電話》(082)513-3106(ダイヤルイン)

イ 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ回答する。

(7) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について

ア 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。

イ 上記の通知を受けた者は、広島県健康福祉局食品生活衛生課に対してその理由説明を求めることができる。

ウ この説明を求める場合は、令和4年3月25日(金)までに、その旨を記載した書類を提出すること。

エ 上記に対する回答は、令和4年3月28日(月)までに、書面により行う。

(8) 支払条件

業務完了後の一括払いとする。ただし、受注者の請求により必要があると認めるときは、委託料の全額又は一部を概算払することができる。

(9) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(10) 参加者の負担について

公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(11) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。

(12) 提出された提案書について

ア 提案書提出後、県から提案書の内容について質問を行い、また補正を指示する場合がある。

イ 提案書提出後、提案を取り下げる場合は、取下願(別記様式5)を提出するものとし、取下願の受理をもって、公募型プロポーザルの参加辞退とする。

ウ 提出された提案書は、取下願を提出した場合も含め、返却しない。

エ 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。

ただし、次の場合には、使用することがある。

(ア) 広島県情報公開条例に基づき公開する場合

(イ) 最優秀提案者の提案書を公開する場合

3 契約事項

(1) 公募型プロポーザルに関する要領

公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。

(2) 契約方法

最優秀者として選定された者とその提案書について協議を行い、協議が整った場合に、県の契約担当職員が別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容等の一部を変更する場合がある。

また、最優秀提案者と協議が整わない場合にあつては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

(3) 契約事項に関する規則

広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。

(4) 契約保証金

公告に定めるとおり

(5) 地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約

適用なし

4 添付書類

(1) 公告の写し

(2) 契約書（案）

(3) 業務委託仕様書

(4) 提案書作成要領

(5) 提案書評価基準

(6) 様式

【別記様式1】公募型プロポーザル参加資格確認申請書

【別記様式2】事業者概要

【別記様式3】仕様書等に対する質問書

【別記様式4】提案書提出添書

【別記様式5】取下願

【問い合わせ先】

広島県健康福祉局食品生活衛生課 担当 岡峯，森本

電話 082-513-3106（ダイヤルイン）